

## 肥前佐賀藩、鍋島氏への松平氏下賜

村 川 浩 平

はじめに

江戸時代、外様大名などに、松平氏（名字）が下賜（授与）され、下賜された大名が松平氏を称したことは、よく知られている。<sup>(1)</sup>

さて中村孝也氏は、松平氏を称する者を、

第一類―清康以前に分派したもの。

第二類―家康以後に分派したもの。

第三類―外様大名にして許されたもの。

と、三種類に分けた上で、「松平族」として検討している。<sup>(2)</sup>

だが、<sup>(3)</sup>①譜代で松平氏を下賜された者が分類から欠落し、②戦国期の松平氏、つまり「第一類」の松平氏の検討が殆どである。

なお、鍋島氏への松平氏下賜については、中村氏は、①光茂が初見である、②治茂まで代々繰り返し行われた儀礼になっているのである、としている。が、これは明らかに誤りである。<sup>(4)</sup>

松平氏下賜については、中村氏以外にも、藤野保<sup>(5)</sup>・朝尾直弘<sup>(6)</sup>氏の言及がある。が、中村氏同様、松平の名字が与えられたこと自体にだけ言及されており、概説的な言及にとどまると言わざるを得ない。

それ故、以前、筆者は、「幕府日記」「間部日記」（国立公文書館所蔵）など信頼性が高い史料を使って、松平氏下賜全般の授受具体像と基本的性格を明らかにした。<sup>(7)</sup>しかし、それ以降、鍋島氏への松平氏下賜の具体像と特徴については、筆者も含め、等閑に付してきた。

本稿では、このような研究段階で、中村氏の批判的継承という立場から、鍋島氏への松平氏下賜について、忠直から茂実まで、手続きの具体像と特徴を論じるために、「鍋島家文書」（佐賀県立図書館所蔵）などを使って、実態を明らかにしたい。

### 歴代藩主等への松平氏下賜

戦国時代、九州には竜造寺・大友・島津氏の三大勢力が存在した。

天正十二年（一五八四）、竜造寺氏の当主、隆信が島津氏との戦いで戦死した後、隆信の子、政家が家督を継ぎ、羽柴秀吉に従<sup>(8)</sup>い、天正十六年（一五八八）七月に羽柴氏（名字）・豊臣姓（本姓）<sup>(9)</sup>を与えられた。

当時、鍋島直茂は竜造寺家の筆頭重臣であり、隆信の死後、病弱な主君、政家を支えつつ実権を掌握し、諸事代行していた。直茂は、天正十七年（一五八九）正月七日に豊臣姓を与えられ、直茂の実子、勝茂も同年十月二十一日に豊臣姓を与えられた。

天正十八年（一五九〇）、政家が病弱との理由で隠居すると、政家の実子である高房が幼少のため、直茂が政家の養子になり、家督を継いだ（佐賀鍋島藩の成立）。関が原を主戦場とする天下分け目の戦いでは、直茂が徳川家康方（東軍）

に参加した一方、勝茂（直茂の実子）・高房は石田三成方（西軍）に参加した。関が原の戦いでは東軍が勝利したが、勝茂・高房は、勝茂が西軍の柳河城主、立花宗茂を攻撃したことなどで家康から許された。慶長十年（一六〇五）、勝茂は家康の養女（岡部長盛の娘）と結婚した。慶長十二年（一六〇七）、竜造寺高房・政家は相次いで死去し、竜造寺本家は断絶した。一方、勝茂は、直茂の家督を継いだ。佐賀藩における鍋島氏の世襲が確定した。

勝茂は、家康の養女が初めて産んだ男児、四男忠直を嫡子とした。そのため、長男元茂は廃嫡され、小城藩主となった。以下、歴代藩主等への松平氏下賜について、史料を解説し、検討していく（以下、人物紹介は、『新訂 寛政重修諸家譜』、および、『佐賀県近世史料』の解説）。

鍋島家側・幕府側、双方の史料を、突き合わせて、検討していきたい。

### 一、元和八年（一六二二）十二月二十六日、忠直

忠直は、慶長十八年（一六一三）に生まれた。<sup>(10)</sup> 前述のように、生母が家康の養女であったため、嫡子となった。  
 （史料一の一）<sup>(11)</sup>

宜任

松平肥前守

元和八年拾二月廿六日 御判（徳川秀忠）

（史料一の一）<sup>(12)</sup> 將軍家秀忠の家号、忠の字を受る。

（史料一の二）<sup>(13)</sup> （元和）八年十二月二十六日從五位下肥前守に叙任し、台徳院殿より御諱の字をたまひ、忠直と名のり、

松平の御称号、及び時服御馬等を賜ひ、（下略）

忠直が、元服を將軍御前で行い、松平の名字と、將軍秀忠の偏諱を賜い、従五位下肥前守に叙任されたことがわかる。

二、慶安元年（一六四八）十二月二十二日、光茂

光茂は、寛永九年（一六三二）に、忠直の嫡子として生まれた。母は、松平（奥平）忠明の娘である。寛永十四年（一六三七）、外祖父である忠明の願いにより、初めて將軍家光に拝謁した。その後、慶安元年（一六四八）に家光の御前で元服した。松平の名字を下賜されたのは、その時である。

（史料二の二）<sup>(14)</sup>

鍋嶋 翁助

右元服、被 仰付之、御字并松平之御称号

被下之、任丹後守、可叙四品旨、被 仰出之、

御太刀一腰 国行

御馬代銀三百枚

松平丹後守

御服二十

光茂

御盃事有之、御腰物二字国俊代金三十枚被下之

（史料二の二）<sup>(15)</sup> 家号并光の字を受て光茂と名乗る。

（史料二の三）<sup>(16)</sup> 慶安元年十二月二十二日御前にをいて元服し、御諱の字、松平の御称号、及び国行の御刀を賜ひ、従四位下丹後守に叙任し、光茂と名のる。

光茂が、元服を將軍御前で行い、松平の名字と、將軍家光の偏諱を賜い、従四位下丹後守に叙任されたことがわかる。

三、寛文七年（一六六七）十二月二十五日、綱茂

綱茂は、承応元年（一六五二）に、光茂の長男として生まれた。母は、米沢藩主、上杉定勝の娘である。

（史料三の二）<sup>(17)</sup>

松平丹後守嫡子

鍋嶋左衛門

右元服、松平姓亦御諱字被下之、

改松平信濃守綱茂

（史料三の二）<sup>(18)</sup> 家号并綱の字を受けて綱茂と名乗る。

（史料三の三）<sup>(19)</sup> 寛文七年十二月二十五日御前にをいて元服し、御諱の字をよび御称号を賜り、従四位下信濃守に叙任し、

綱茂とめされ、助眞の御刀を賜ふ。

綱茂が、元服を將軍御前で行い、松平の名字と、將軍家綱の偏諱を賜い、従四位下信濃守に叙任されたことがわかる。

四、宝永三年（一七〇六）十二月五日、吉茂

吉茂は、寛文六年（一六六六）に、光茂の次男として生まれた。兄である綱茂の嗣子になった。

（史料四の二）<sup>(20)</sup>

元服

鍋嶋弾正

改松平左衛門佐

吉茂

(史料四の二)<sup>(21)</sup> 家号并吉の字を受けて吉茂と名乗る。

(史料四の三)<sup>(22)</sup> (宝永三年) 十二月五日御前にをいて首服を加へられ、御諱の字、御称号を賜はり、従四位下左衛門佐に

叙任し、吉茂と名のり、則成の御刀を賜ふ。

吉茂が、將軍御前で、松平の名字と、將軍綱吉の偏諱を賜い、従四位下左衛門佐に叙任されたことがわかる。吉茂の初名は矩茂(その後、直利)<sup>(23)</sup>であり、年齢からいっても、既に元服していたと考えられ、「首服を加へられ」(史料四の三)は、その点では誤りであろう。

#### 五、享保元年(二七二六)十二月十八日、宗茂

宗茂は、貞享三年(二六八六)に、光茂の十五男として生まれた。兄である吉茂の嗣子になった。

(史料五の二)<sup>(24)</sup> (享保元年) 同月(十二月) 十八日(中略) 御黒書院ニ而御目見、御一字御称号御拝領遊ハされ、信濃守

宗茂と称せらる 折紙ハ御用番久世大和守殿相渡さる (下略)

(史料五の二)<sup>(25)</sup> 家号并宗の字を受けて宗茂と名乗る。

(史料五の三)<sup>(26)</sup> (享保元年) 十二月十八日御前にをいて元服し、御諱の字をよび御称号をたまはり、従四位下信濃守に叙任し、宗茂とあらため、吉岡助包の御刀を賜ふ。

宗茂が、將軍御前で、松平の名字と、將軍吉宗の偏諱を賜い、従四位下信濃守に叙任されたことがわかる。宗茂の初名は直董であり、年齢からいっても、既に元服していたと考えられ、「元服し」(史料五の三)は、その点では誤りであろう。

さらに宗茂の事例で特筆すべきは、「(御一字御称号の)折紙」、すなわち、一字状(二字書出状)・松平状(松平氏下賜状)の存在および授受が確認できることである(史料五の一)。従来、松平状の存在が確認できたのは、佐賀藩初代藩主、鍋島勝茂の嫡子だった忠直だけなので、これは新たな成果である。

#### 六、享保十七年(一七三二)十二月六日、宗教

宗教は、享保三年(一七一八)に、宗茂の嫡男として生まれた。

(史料六の一)<sup>(28)</sup> (享保十七年)十二月六日、於御前丹州様(鍋島宗教)御元服、御父子様御献上物等如例

(史料六の二)<sup>(29)</sup> (享保十七年)十二月六日御元服、御一字御称号御拝領、被叙四品 被任丹後守、宗教公と奉申

(史料六の三)<sup>(30)</sup> 家号并宗の字を受けて宗教と名乗る。

(史料六の四)<sup>(31)</sup> (享保)十七年十二月六日御前にをいて元服し、御諱の字、及び御称号を賜はり、従四位下丹後守に叙任し、

宗教と名のり、備前盛景の御刀を賜ふ。

宗教が、元服を將軍御前で行い、松平の名字と、將軍吉宗の偏諱を賜い、従四位下丹後守に叙任されたことがわかる。

#### 七、寛延二年(一七四九)三月二十一日、重茂

重茂は、享保十八年(一七三三)に、宗茂の七男として生まれた。兄である宗教の嗣子になった。

(史料七の一)<sup>(32)</sup> 公方様御黒書院工出御、公ヲ 御前工被 召出、御一字御称号ノ御折紙、御用番堀田相模守殿相渡サレ、被叙四位ノ旨

上意ノ趣御同人御伝達、(下略)

(史料七の二)<sup>(33)</sup> 家号并重の字を受けて重茂と名乗る。

(史料七の三)<sup>(34)</sup> (寛延二年三月) 二十一日御前にをいて元服し、御諱の字、及び御称号を賜はり、従四位下上総介に叙任し、

重茂と名のり、備前政光の御刀を賜ひ、(下略)

重茂が、元服を將軍御前で行い、松平の名字と、將軍家重の偏諱を賜い、従四位下上総介に叙任されたことがわかる。

さらに重茂の事例で特筆すべきは、「御一字御称号ノ御折紙」すなわち、一字状(一字書出状)・松平状(松平氏下賜状)の存在および授受が確認できることである(史料七の一)。従来、松平状の存在が確認できたのは、佐賀藩初代藩主、鍋島勝茂の嫡子だった忠直だけなので、これは新たな成果である。

#### 八、明和七年(二七七〇)十一月七日、治茂

治茂は、延享二年(一七四五)に、宗茂の十男として生まれた。兄である重茂の嗣子になった。

(史料八の二)<sup>(35)</sup>

御字 御称号之折紙老中可相渡候間罷出頂戴之、御次間江被持退、(下略)

(史料八の二)<sup>(36)</sup>

銀三拾枚

同

巻物 十

鍋嶋肥前守

御馬一疋

治茂卜改

御刀行長代金拾枚

右御一字 御称号被下、被叙四品、御盃頂戴之

御刀 正盛代金十五枚 拝領之 畢而

(史料八の三)<sup>(37)</sup> 家号并治の字を受けて治茂と名乗る。

(史料八の四)<sup>(38)</sup> (明和七年) 十一月七日御前にをいて、御諱の字、及び御称号を賜はり、従四位下に叙し、治茂に改め、正盛の御刀を賜ふ。

治茂が、將軍御前で、松平の名字と、將軍家治の偏諱を賜い、従四位下に叙位されたことがわかる。治茂の初名は直熙であり、既に元服していた。<sup>(39)</sup>

さらに治茂の事例で特筆すべきは、「御字 御称号之折紙」、すなわち、一字状(一字書出状)、松平状(松平氏下賜状)の存在および授受が確認できることである(史料八の一)。従来、松平状の存在が確認できたのは、佐賀藩初代藩主、鍋島勝茂の嫡子だった忠直だけなので、これは新たな成果である。

九、寛政七年(二七九五) 十二月二十二日、齊直

齊直は、安永五年(一七七六)に、治茂の嫡子として生まれた。

(史料九の一)<sup>(40)</sup>

鍋嶋祥太郎

左衛門佐卜改

右元服、被 仰付候付、御目見 御称号

御一字被下、被叙四品

御太刀一腰

銀三十枚

巻物 十

松平左衛門佐

御馬裸脊一疋

齊直

御刀備前国清光

代金拾枚

(史料九の二)<sup>(41)</sup> 鍋嶋祥太郎元服して備前国清光の刀に。太刀。馬。銀子。巻物をさ、げ。若君(徳川家慶)へ美濃国兼定の刀を献り見え奉り。御家号。御名の字賜はり。従四位下に叙し松平左衛門佐齊直とあらため。

(史料九の三)<sup>(42)</sup> (寛政七年十二月) 二十二日御前にをいて元服し、御名の字、及び御称号を賜はり、従四位下左衛門佐に叙任し、齊直に改む。

(史料九の四)<sup>(43)</sup> 家号并齊の字を受て齊直と名乗る。

(史料九の五)<sup>(44)</sup>

御黒書院

鍋嶋祥太郎

御縁頬二而

御目見、小サ刀之儘、御下段御敷居

之内、御右之方着座、此時、

御一字御称号之折紙、老中可

相渡候間、罷出頂戴、御次間江被

持退、此節、

上意之趣、老中申達、其後、以進物

御縁類二而御礼、御次間江退座

齊直が、元服を將軍御前で行い、松平の名字と、將軍家齊の偏諱を賜い、従四位下左衛門佐に叙任されたことがわかる。さらに齊直の事例で特筆すべきは「御一字御称号之御折紙」、すなわち、一字状（一字書出状）・松平状（松平氏下賜状）の存在および授受が確認できることである。従来、松平状の存在が確認できたのは、佐賀藩初代藩主、鍋島勝茂の嫡子だった忠直だけなので、これは新たな成果である。

#### 十、文政十年（二八一七）十二月二十二日、斉正

斉正（のち直正）<sup>(45)</sup>は、文化十一年（二八一五）に、齊直の男子として生まれた。

（史料十の二）<sup>(45)</sup>（文政十年十二月）廿二日松平肥前守子、貞丸見えたてまつり。御一字御称号を賜ひ。従四位下に叙し。信濃守斉正とあらため（下略）

（史料十の二）<sup>(46)</sup>家号并斉の字を受けて斉正と名乗り、従四位下信濃守に任ず。

斉正が、元服を將軍御前で行い、松平の名字と、將軍家齊の偏諱を賜い、従四位下信濃守に叙任されたことがわかる。このことは、その当時の諸藩の、藩主の氏名・家紋などを一覧できる、同時代史料の「武鑑」<sup>(47)</sup>の記事からも、確認できる。

十一、文久元年（一八六一）三月十三日、茂実

茂実（のち直大）は、弘化三年（一八四六）に、斉正の男子として生まれた。

茂実への松平氏下賜は、松平氏下賜の根拠として利用してきた、これまでの史料（日記・家譜など）では、一切確認できない。<sup>(48)</sup>

そこでまず、同時代史料である、「武鑑」の記事を見ると、

- ① 嘉永三年（一八五〇）発行の「大成武鑑」<sup>(49)</sup>では、「御嫡 松平淳一郎」
- ② 安政二年（一八五五）発行の「大成武鑑」<sup>(50)</sup>では、「御嫡 鍋嶋淳一郎」
- ③ 万延元年（一八六〇）発行の「万延武鑑」<sup>(51)</sup>では、「御嫡 鍋嶋淳一郎」

となっていて一貫しておらず、「武鑑」の記事だけでは、茂実への松平氏下賜を確認できた、とは言い難い。

ところが、佐賀県立図書館（鍋島家文庫）所蔵の史料に、文久元年（一八六一）三月十三日の記録がある。<sup>(52)</sup>

若殿様、先月十三日依御奉書御登

城被遊候処、於 御黒書院

御目見、御一字

御称号御拝領、被叙任従四位下侍従

御盃御刀御頂戴之

茂実が、松平の名字と、将軍家茂の偏諱を賜い、従四位下侍従に叙任されたことがわかる。ただし、松平状の存在および授受については、確認することができなかった。

本稿では、鍋島氏への松平氏下賜の実態を明らかにしてきた。以上をまとめると、次のようになる。

① 鍋島氏への松平氏下賜は、個人単位で、すべて將軍御前で行われた。

原則として元服の時であり、そうではない場合を含め、松平氏下賜には嫡子決定の意味がある、と指摘できる。

なお、松平の名字を徳川將軍から下賜される前は、鍋島の名字を使用していた。<sup>(53)</sup>

② 松平状の存在および授受が、鍋島氏最初の事例の忠直以外に、宗茂・重茂・治茂・斉直の4人の事例においても、新たに確認できた。江戸時代を通じて、少なくとも当時存在したことが確認できる松平状は全部で9点。<sup>(54)</sup>江戸後期では、蜂須賀斉昌への松平状しか確認できていないので、松平状そのものは現存しないにせよ、これは貴重である。

佐賀藩、鍋島氏への事例においても、幕藩体制下における、叙位任官・一字書出と並ぶ、松平氏下賜の意義―徳川大名の再生産―が、その実態を明らかにすることによって確認できた、と考える。

今後は、他の大名についても、松平氏下賜の実態を明らかにしていきたい。

## 註

(1) 江戸時代の外様大名などへの松平氏下賜に関する一般的理解は、①『国史大辞典』（吉川弘文館）の「松平氏」の項目、②小川恭一『江戸幕藩 大名家事典』中巻、原書房、一九九二年。

(2) 中村孝也『新訂徳川家康文書の研究』上巻、吉川弘文館、一九八〇年、四―一四頁。

以下、行論上、拙著『日本近世武家政権論』（近代文芸社、二〇〇〇年）と、内容的に重複する記述があるが、ご容赦いただきたい。

(3) 中村孝也『家康の族葉』、講談社、一九六五年、六七〇頁。

(4) 鍋島氏への松平氏下賜は、光茂から治茂までではなく、(光茂以前の) 忠直から(治茂以後の) 茂実(直大) まで、より長期にわたって、代々、個人単位に行われた(拙稿「松平氏下賜の授受具体像と基本的性格」(『日本近世武家政権論』、近代文芸社、二〇〇〇年)の「肥前佐賀藩、鍋島氏への松平氏下賜」一覧表)。

なお、忠直は、初代藩主・勝茂の嫡子で、藩主就任前に早世した。

(5) 藤野保「新訂幕藩体制史の研究」、吉川弘文館、一九七五年、七三～七五・一七八頁。

(6) 朝尾直弘「將軍政治の権力構造」(岩波講座「日本歴史」一〇、岩波書店、一九七五年。のち、『將軍権力の創出』(岩波書店、一九九四年)に所収)。

(7) 前掲拙稿。

(8) 丸山擁成「幕藩関係——參勤交代を中心として——」(藤野保編『佐賀藩の総合研究——藩制の成立と構造』吉川弘文館、一九八一年)など。但し、鍋島佐賀藩の成立時期については諸説ある。

なお、以下、人物紹介は『新訂 寛政重修諸家譜』など。

羽柴氏下賜・豊臣姓下賜については拙著第一章。

(9) なお、政家の子、高房は文禄四年(一五九五)ころ羽柴氏のみ与えられた。

ちなみに、島津氏の事例も、義弘には羽柴氏・豊臣姓、義久・家久には羽柴氏のみである。拙著第一章を参照されたい。

(10) 以下、人物紹介は、『新訂 寛政重修諸家譜』および、佐賀県立図書館編『佐賀県近世史料』の解説、による。以下、人物紹介の注は、原則として省略する。

なお、忠直の事例は、すでに拙著第三章で取り上げている。

(11) 「坊所鍋島文書」「大日本史料」第十二編之五十、三三五頁。

以下、史料の引用について、筆者が( )内に語句を補った場合があることを、予めお断りしておく。

坊所鍋島家は、家老である姉川鍋島家の別称である。つまり、この文書の伝来は、概略、將軍・徳川秀忠↓佐賀藩嫡子・鍋島忠直↓佐賀藩家老・姉川鍋島家、となる。

なお、この文書のように、松平氏を下賜する機能がある文書を「松平氏下賜状」もしくは「松平状」と呼ぶ(拙著第六章・第九章)。將軍・秀忠から鍋島忠直への、この松平状は、他の松平状とも同じような形式であり、写し可否か不明であるが、内容は本物で

あろう。

- (12) 「肥前(佐賀) 鍋島家譜 全」(東京大学史料編纂所謄写本、史料請求番号四一七五―六七六)。以下、「鍋島家譜」と略記。  
 作成主体は、鍋島家(家臣)。書き継がれた家譜、もしくは、その写しであろう。他の史料と、内容が整合するので、信頼性が高い、とみて良いのではないか。

- (13) 『新訂 寛政重修諸家譜』第十三(巻第八百二十三)、一九六五年、二八九頁。

言うまでもなく、作成主体は、幕府。諸家で書き継がれた家譜を編纂したものではあるが、他の史料と、内容が整合する場合も多いので、ある程度信頼できる、とみて、援用しても良いと考える。

- (14) 「幕府日記」(国立公文書館〈内閣文庫〉所蔵)。

作成主体は幕府。幕府の公的記録の性格を持つ。実際に日記を記したのは、將軍の右筆。他の史料と内容も整合し、信頼性が高い一次史料と言えよう。

- (15) 「鍋島家譜」(東京大学史料編纂所謄写本)。

- (16) 『新訂 寛政重修諸家譜』第十三(巻第八百二十三)、一九六五年、二八九頁。

- (17) 「江戸幕府日記 第一編之三」寛文年録』第四卷、野上出版発行、汲古書院発売、一九九三年、三二二頁。

作成主体は幕府。幕府の公的記録の性格を持つ。実際に日記を記したのは、將軍の右筆たち。他の史料と内容も整合し、信頼性が高い一次史料と言えよう。

- (18) 「鍋島家譜」(東京大学史料編纂所謄写本)。

- (19) 『新訂 寛政重修諸家譜』第十三(巻第八百二十三)、一九六五年、二八九―二九〇頁。

- (20) 「江戸幕府日記 第二編之一」宝永年録』第三卷、野上出版発行、汲古書院発売、一九八六年、一三九頁。

- (21) 「鍋島家譜」(東京大学史料編纂所謄写本)。

- (22) 『新訂 寛政重修諸家譜』第十三(巻第八百二十三)、一九六五年、二九一頁。

- (23) 同右。

- (24) 佐賀県立図書館〈鍋島家文庫〉所蔵「宗茂公御年譜 一」(佐賀県立図書館編『佐賀県近世史料』第一編第四卷、一九九六年、三二―三九頁)。

藩主の年譜（略譜）は、藩が家臣たちに記録類を収集させ、編纂させた。その内容は、他の史料と整合し、信頼性は高い。なお、鍋島家の年譜作成については、前掲『佐賀県近世史料』第一編第四卷、冒頭部分に解説があり、詳しい。

- (25) 「鍋島家譜」（東京大学史料編纂所謄写本）。
- (26) 『新訂 寛政重修諸家譜』第十三（巻第八百二十三）、一九六五年、二九二頁。
- (27) 同右。
- (28) 佐賀県立図書館（鍋島家文庫）所蔵「宗茂公御年譜 三」（佐賀県立図書館編『佐賀県近世史料』第一編第四卷、一九九六年、三五七頁）。
- (29) 佐賀県立図書館（鍋島家文庫）所蔵「御代々様略譜 宗教公」（佐賀県立図書館編『佐賀県近世史料』第一編第十卷、二〇〇二年、五九五頁）。
- (30) 「鍋島家譜」（東京大学史料編纂所謄写本）。
- (31) 『新訂 寛政重修諸家譜』第十三（巻第八百二十三）、一九六五年、二九二頁。
- (32) 佐賀県立図書館（鍋島家文庫）所蔵「重茂公御年譜 二」（佐賀県立図書館編『佐賀県近世史料』第一編第四卷、一九九六年、四四〇頁）。
- (33) 「鍋島家譜」（東京大学史料編纂所謄写本）。
- (34) 『新訂 寛政重修諸家譜』第十三（巻第八百二十三）、一九六五年、二九二頁。
- (35) 佐賀県立図書館（鍋島家文庫）所蔵「泰国院様御年譜地取 四」（佐賀県立図書館編『佐賀県近世史料』第一編第五卷、一九九七年、一九〇頁）。
- (36) 「幕府日記」（国立公文書館〈内閣文庫〉所蔵）。
- (37) 「鍋島家譜」（東京大学史料編纂所謄写本）。
- (38) 『新訂 寛政重修諸家譜』第十三（巻第八百二十三）、一九六五年、二九三頁。
- (39) 『新訂 寛政重修諸家譜』第十三（巻第八百二十三）、一九六五年、二九二頁。
- (40) 「幕府日記」（国立公文書館〈内閣文庫〉所蔵）。
- (41) 『続徳川実紀』二、国史大系四九、吉川弘文館、一九六六年、三〇二～三〇三頁。

『統徳川実紀』の作成主体は、言うまでもなく、幕府。実際に編纂に当たったのは、幕府の奥儒者を勤めた成島司直ら。「幕府日記」「間部日記」等を編纂したものであるが、他の史料と内容が整合する場合が多く、信頼できる史料であろう。

(42) 『新訂 寛政重修諸家譜』第十三(巻第八百二十三)、一九六五年、二九三頁。

(43) 『鍋島家譜』(東京大学史料編纂所謄写本)。

(44) 『斉直公御元服御願書被差出并御一字御称号之留書』(佐賀県立図書館〈鍋島家文庫〉所蔵、鍋八七二―)。

なお、佐賀県立図書館〈鍋島家文庫〉所蔵「斉直公譜地 一」(佐賀県立図書館編『佐賀県近世史料』第二編第十巻、二〇〇二年、四九七頁)にも、ほぼ同様の記事がある。

(45) 『統徳川実紀』三、国史大系四九、吉川弘文館、一九六六年、一七六頁。

(46) 『鍋島家譜』(東京大学史料編纂所謄写本)。

(47) 深井雅海・藤實久美子編『江戸幕府 大名武鑑編年集成』第十六巻、東洋書林、二〇〇〇年、二三二頁。

年鑑形式の紳士録としての性格を持つ『大名武鑑』は、民間の版元が作成主体であり、一年に一度のみ改訂することから、内容にもズレが生じるようである。が、参考史料として援用できよう。

(48) いわゆる「江戸幕府日記」(『幕府日記』(国立公文書館〈内閣文庫〉所蔵)、『江戸幕府日記』(藤井讓治・監修・解題)、ゆまに書房、二〇〇三―二〇〇四年)、および、『〇〇年録』(野上出版)には、茂実への松平氏下賜についての記事がまったく見られない。

なお、いづれの「江戸幕府日記」も作成主体は幕府。幕府の公的記録の性格を持つ。実際に日記を記したのは、將軍の右筆たち。他の史料と内容も整合し、信頼性が高い一次史料と言えよう。

また、『新訂 寛政重修諸家譜』(『国史大系』統徳川実紀)、あるいは、『鍋島家譜』(東京大学史料編纂所謄写本)などの家譜類にも、茂実への松平氏下賜についての記事はまったく見られない。

さらに、茂実(直大)関係の書籍にも、管見の限り、松平の名字に関する記述は見られない。

(49) 深井雅海・藤實久美子編『江戸幕府 大名武鑑編年集成』第十六巻、東洋書林、二〇〇〇年、二三二頁。

(50) 深井雅海・藤實久美子編『江戸幕府 大名武鑑編年集成』第十七巻、東洋書林、二〇〇〇年、四五頁。

(51) 同右、二六四頁。

(52) 「若殿様侍従之御席ニ而初而御目見一件」(佐賀県立図書館〈鍋島家文庫〉所蔵、鍋一一四―)。

(53) 加賀金沢藩の前田家旧藏文書のなかに、鍋島氏を含め、「御称号御免無之内者、自分之苗氏用ル也」とある（「御三家並諸大名等作法」(金沢市立玉川図書館〈加越能文庫〉所蔵)。

また、幕末の安芸広島藩主、浅野茂勲(のち長勲)の証言として、「將軍家の御目見得が済んで官位がつくと、松平姓を名乗り、藩主に次いでの特遇を受けるのです」とある(「浅野老侯のお話」(三田村鳶魚・朝倉治彦編『武家の生活 鳶魚江戸文庫十二』、中公文庫、中央公論社、一九九七年。初出は、『日本及日本人』大日社、一九三六年)。

(54) 拙稿「松平氏下賜の授受具体像と基本的性格」(拙著、第九章)。

末筆ながら、史料所蔵機関各位には、お世話になりました。厚くお礼申し上げます。